

# 次世代ディスクロージャーにおける管理会計情報の役割

## A Role of Management Accounting Information in a Next-Generation Disclosure System

谷 崎 太  
Futoshi Tanizaki

### 要 約

グローバル化、自由で広範な資本移動、技術革新等を背景にして企業情報の利用者ニーズは従来の財務会計による報告ではカバーしきれない範囲にまで拡大した。この状況下、企業と市場の意思疎通を効果的にするための次世代ディスクロージャーのあり方を考察する。管理会計情報を外部と接続可能な状態にし、当該企業に関する情報を多面的に収集・分析できる体制を備えることが、市場原理に即した成長を志向する企業にとって大きなアドバンテージになるとの認識を確立し、管理会計情報開示の実践が環境適応的な企業にとって事実上の標準となるように、管理会計システム、技術的基盤、法制度等のインフラ整備を進めることで潜在的経営参画者たるステークホルダーとの意思疎通を円滑にするべきである。

キーワード：管理会計情報、事業報告、バリュー・レポーティング、事象アプローチ、ジェンキ  
ンズ報告書、MD&A、ERP、オブジェクト指向、XBRL、SCM、EDGAR、EDINET

### 目 次

はじめに	2.4.2 MD & A
1. 会計報告から次世代ディスクロージャーへ	2.5 企業内部の動向
2. ディスクロージャー変革のトレンド	2.5.1 ERP
2.1 事象アプローチ	2.5.2 オブジェクト指向原価計算
2.2 ジェンキズ報告書	2.6 潜在的経営参画者
2.3 VR(Value Reporting)	3. 次世代ディスクロージャーの基盤
2.4 わが国における事業報告の変革を視座とした企業環境の動向	3.1 技術的基盤—XBRL—
2.4.1 知的財産情報開示指針	3.2 社会的基盤—電子開示制度—
	3.3 Web ベースでの企業情報開示の類型
	おわりに

### はじめに

企業会計制度ないしディスクロージャー制度は経済社会を支える重要なインフラであり、資金調達の広域化、経営の多角化・国際化、金融技術や情報技術の発達を背景に弛まざる変革を要請されている。これを背景に、近年のわが国では短期間のうちに企業会計制度、ディスクロージャー制度が大幅に整備改善されつつあり大改革の様相を呈している。

本稿では、現在進捗しつつある企業情報開示にかかる変革を概観したうえで、企業や市場が向かおうとしている情報開示の方向性を見定め、次世代に向けての会計報告のあり方とそこでの管理会計情報の役割を探ることを試みたい。

### 1. 会計報告から次世代ディスクロージャーへ

現行の会計報告の機能を拡充し、企業統治を実

行あらしめ、同時に企業側にも長期的な成長を齎す、すなわち市場と経営者が双方ともに価値を見出せるようなディスクロージャーは実現できないものだろうか。それを次世代のディスクロージャーと位置付けるならば、私見ではあるが、その要件は「多様な内容」と「容易なアクセス」の二つであると考える。

「多様な内容」とは、経営者の視点でのコアな企業情報を頂点とする裾野の広いものであり、時間および空間において広がりをもった広範な対象を指す。経営者の使う情報、すなわち管理会計情報がほぼその領域に当てはまるであろう。管理会計システムにおいては、伝統的な財務報告で取り扱う貨幣数値にとどまらず、例えば、顧客のリピート率、受注から納期までのリードタイム、従業員の欠勤率といった非財務的な業績評価尺度をも包摂して取り扱うことができる。企業情報開示にあたって、企業内部の視点を導入することで、日常のパフォーマンス改善から戦略策定までを俯瞰する、より長期的な成長の源泉を情報利用者が発見できる可能性がある。

「容易なアクセス」とは、従前であればごく限られたアナリストのみが知り得たような情報を、企業を取り巻くステークホルダーが普通の努力で入手でき、それを自在に加工・再利用できる状態を指す。究極的には、企業側で予めお膳立てされたレディメイドの情報のみならず、情報利用者が必要とする時に必要とする情報をオーダーメイドで、しかもリアルタイムに近い形で、いわゆるオンデマンドで入手できる状況を視野に置くものである。

ただ、こうした要件を備えたシステムは、進取の気風に富む一部の企業のみが実装しても意味をなさない。経営者が市場と対話し自らの意思を伝えてゆくことが企業の価値を高めるとされる今日<sup>1)</sup>、柔軟な情報発信機能は成長を志向する企業であれば当然備えているべきインフラとして広く認知・導入される必要がある。そのためには、管理会計情報は企業秘密に属するものであり、これ

1) Black, A., Wright, J., Bachman, J., Makall, M., Wright, P., 1998. In Search of Shareholder Value: Managing the Drivers of Performance. Pitman Publishing, London. (井手正介監訳『株主価値追求の経営』東洋経済新報社, 1998年) 邦訳16頁。

を開示することに対しての根強い抵抗感を緩和しないし払拭する必要がある。

上述の二点を必要十分に備えたディスクロージャーは、もはや伝統的な会計報告ないしは財務報告といった範疇ではとらえきれないであろう。

例えば、ジェンキンス報告書では、Financial Reporting (財務報告)ではなく、Business Reporting (事業報告)という語が使われており<sup>2)</sup>、事業報告を「企業についての資本配分的意思決定を行う利用者に役立つように企業が提供する情報。事業報告は多くの異なる要素を含むものであり、財務諸表もかかる要素の1つ<sup>3)</sup>であると定義している。

また、Blackらは、知的財産等の無形固定資産が企業の価値全体に占める割合が増加し、企業の資産の簿価と時価価値が乖離していたことを背景とするキャッシュフローの重視という現象を、伝統的財務報告の機能不足を象徴するものであるとして、株主価値、透明性および経営者利益の向上を図る新たな財務報告－Value Reporting<sup>4)</sup>(バリュー・レポーティング)－を提唱した。同様にEcclesらも、企業価値を生み出す財務的指標および非財務的指標を見出し、それらの関係を見出すという点でバランススコアカードの概念を援用し、これを開示することで経営向上－経営者への信頼性向上、長期的投資家の確保、資金調達容易化、高い株価など－を目指すという趣旨でValue Reporting<sup>5)</sup>(バリュー・レポーティング)の語を使っている。

これらの、財務報告の機能を拡張しようとする新しい概念に共通するのは、伝統的な財務報告は過去の実績を表示するのみであって、企業と市場との意思疎通を効果的に図るという点では機能的

2) American Institute of Certified Public Accountants, 1994. Improving Business Reporting – A Customer Focus. American Institute of Certified Public Accountants, Inc., New York, NY. (八田進二・橋本尚訳『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書 事業報告革命』白桃書房, 2002年), 邦訳vii頁。

3) 同上書, 5-6頁。

4) Black (井手), 前掲邦訳, 237-238頁。

5) Robert G. Eccles, Robert H. Herz, E. Mary Keegan, David M. H. Phillips, The Value Reporting Revolution, John Wiley & Sons, 2001 (中央青山監査法人, PwCコンサルティング訳『企業情報の開示一次世代ディスクロージャーモデルの提案』東洋経済新報社, 2002年), 邦訳162-165頁。

に不足しているという見方であり、伝統的財務報告を包摂する形で広範な企業情報を開示しようとする次世代のディスクロージャーを模索する動きである。そこで扱おうとする情報は実に多岐にわたるわけであるが、そのなかでも、企業経営の根幹ともいえるべき管理会計情報が次世代ディスクロージャーにおいて果たす役割は大きいものと考えられる。

その論拠として、まずは過去に提示されたディスクロージャーの変革に関する提言や現実に行われている開示を概観することで、次世代ディスクロージャーにおいて、管理会計情報への開示要請が会計フレームワークのトレンドであるという新たな知見を提示することとしたい。

## 2. ディスクロージャー変革のトレンド

### 2.1 事象アプローチ

Sorter は、1969年に「事象アプローチ (events approach)」を提唱したことで知られる<sup>6)</sup>。

その要点は、未統合の多面的な会計事象を開示し、個々の利用者が自らの意思決定の必要性にしたがって、これら会計事象の情報を利用することが望ましいとするものである<sup>7)</sup>。つまり、「会計情報の利用者に対して、一定の価値観に基づいて集約された情報を提供するのではなく、利用者自らの意思決定ルールに基づいて集約できるように、集約される前の生のデータを提供すべきだ」というのである。Sorter は、会計情報作成者の一定の価値観に基づいて集約するという立場を「価値アプローチ」(value approach)と呼び、Sorter 自身が作成にかかわった『基礎的会計理論 (ASOBAT)』<sup>8)</sup>を価値アプローチと位置づけ、意思決定有用性を追求するのであれば、価値アプローチに対峙する事象アプローチをとるべきであると

した<sup>9)</sup>。事象アプローチは後述のジェンキンス報告書にも色濃く影響を与えているが、考え方そのものは目新しいものではなく、『会計研究に大きなインパクトを与えられないまま今日に至っている』<sup>10)</sup>状態である。

しかし、会計学の主題の一つである、「企業における取引、事象の経済的側面を的確に反映する財務報告とはどのようなものか」ということを考えたとき、四半世紀以上に提唱されたこの理論がもつ意義は現代的に再考されねばならないだろう。もし、次のような点についての研究が蓄積されれば、従来の財務報告システムの機能が補完・拡張され、より効率的な資本市場の実現に役立つものと思われる。すなわち、内部統制の上で使われる情報と公表用の情報との区別ないしは整合性についての問題、開示情報が企業にもたらす直接的効果 (利点と欠点)<sup>11)</sup>、内部情報を外部へ接続する際のコストと安全性についての問題、新たな開示情報に対する監査基準、自発的開示情報についての監査基準、データベース・システムの安全性と信頼性およびこれへの監査、電子情報開示の進展の方向性、情報利用者のスキル改善と開示情報の公衆性の確保、等々である。

Sorter が、今日におけるキャッシュフローの重視や無形資産の比重増大といった企業評価にかかる視点の変化や、大量のデータを柔軟に扱うことのできる情報技術の革新などを予見した上で、事象アプローチを提唱していたのか否かは定かではないが、彼の発想は30余年を隔てて現実味を帯びてきたといえる。

### 2.2 ジェンキンス報告書

1994年のジェンキンス報告書では、現在の財務報告は将来試行的ではなく、今日的な利用者への有益な情報提供という観点からは機能不足になりつつあり、利用者のニーズに対応するためには、将来の事業計画や事業機会、リスクや不確実性に関する情報をより多く提供し、非財務的指標などから長期的な価値創造要因が読み取れるように、

6) Sorter は当初、哲学専攻としてシカゴ大学に入学したが、軍隊や医学校等を経て会計学博士号を取得している。この一風変わった経歴による視野の広さが事象アプローチの構想にあたって有益に働いたのではないだろうか。http://www.law.nyu.edu/faculty/profiles/bios/sorterg\_bio.html (as of 2004. 11. 20)

7) Sorter, G. H. 1969, An "Events" Approach to Basic Accounting Theory, The Accounting Review, January, pp.12-19.

8) American Accounting Association, 1966. A Statement of Basic Accounting Theory. (飯野利夫訳『アメリカ会計学会 基礎的会計理論』国元書房, 1969年)

9) Sorter, *ibid*.

10) 坂上学『会計研究における事象アプローチの展開』http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/forum/events/introduction.htm

11) 例えば、音川和久「IR活動の資本コスト低減効果」『会計』vol.158, no.4, pp.73-85, 2000年。

外部報告のための情報と経営者が利用する情報との整合性が高まるようにすべきである<sup>12)</sup>、との勧告がなされた。

そこで提示された報告モデル（事業報告）の特徴は、集約された情報ではなく「データ」を開示せよ、ということであるが<sup>13)</sup>、『ここに出てくる「未集約の」情報ないしはデータの意味は、Sorterにおける意味とは少々異なることに注意しなければならない。ジェンキンス委員会報告書の中で「集約されていない」情報と言った場合、ほとんど間違いなく「セグメント情報」のことを指しているといつてよい。企業全体の営業活動をまとめた会計情報ではなく、セグメント別に分解されているという意味で、「未集約」の情報と言っているのである。また連結決算に関連した場合は、「個別企業情報」のことを指すこともある。この場合も、連結される前の個々の企業の会計情報という意味で「未集約」の情報と言っているに過ぎ<sup>14)</sup>ず、GAAPに基づく情報は集約されすぎているため、時として意思決定の妨げになることがあり、情報の利用者は、集約された情報と同時に、集約されていない情報も求めているという点において、ジェンキンス委員会報告書における指摘はSorterの主張に通じるものがある』といえよう<sup>15)</sup>。ただ、ジェンキンス報告書は、『その評価は必ずしも好意的なものばかりではな<sup>16)</sup>く、『いくつかの提案は納得がいくが、新しいものでも、重要なものでも、そのどちらでもない。』<sup>17)</sup>、といった批判もある。同報告書の勧告に対して肯定的な見方と批判的な見方の代表的なものは次の通りである<sup>18)</sup>。

（肯定的に評価される勧告）

- 内部報告用と外部報告用の事業セグメントを同

12) American Institute of Certified Public Accountants, 1994. Improving Business Reporting - A Customer Focus. American Institute of Certified Public Accountants, Inc., New York, NY. (八田進二・橋本尚訳『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書 事業報告革命』白桃書房, 2002年), 邦訳4頁。

13) 坂上学「ジェンキンス委員会の報告書」2000, <http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/forum/events/jenkins.htm> (2004. 11. 20現在)

14) 上掲サイト

15) 上掲サイト

16) 上掲サイト

17) 上掲サイト

18) 上掲サイト

一のものにする。こと。(第6章 勧告1)

- 独立した第四期の四半期報告書の作成を要求すること。(第6章 勧告6)
- 経営者の目標や、その目標を達成できたか否かの評価などを取り入れることによって、事業報告書に「将来の予測」情報を更に取り入れること。(第7章 勧告2)

（批判的に評価される勧告）

- 正味利益を「中核利益」と「非中核利益」に分けること。(第6章 勧告4)
- 異なる利用者に対する異なる開示を考慮すること。(第7章 勧告1)
- キャッシュ・フローの表示方法についての勧告がないこと。

### 2.3 VR (Value Reporting)<sup>19)</sup>

キャッシュフロー重視、無形固定資産の資産価値増大等を背景とする株主価値重視、透明性向上、経営者の利点を考えたときに、過去情報の報告である伝統的財務報告では機能不足であるという考え方が台頭してきた。なかでもBlackらは、バランススコアカードの視点を取り入れ、企業戦略、測定尺度、プロセス等について外部に伝えることができる様式として「達成株主価値報告書」<sup>20)</sup>を提示し、VRが財務会計、投資会計、管理会計を統合する力になるとした<sup>21)</sup>。そして、VRの核となる要素として次の7つをあげている<sup>22)</sup>。

1. 財務的価値ドライバーの予備評価
2. 上記ドライバーが事業形成に関連する様子を数量化
3. 目標達成のための戦略策定
4. 戦略と業績評価指標との整合性ならびに指標データの質の評価（BSCの利用）
5. 経営プロセスの評価（株主価値を促進しているかどうか）
6. 上掲活動に基づき、一般投資家との意思疎通を図るうえで重要なものを選択
7. 経営の主要プロセスが効果的に機能しているかチェックし必要に応じて修正

19) Black, (井手), 前掲邦訳237-250頁。

20) 同上書, 243頁。

21) 同上書, 240頁。

22) 同上書, 242頁。

## 2.4 わが国における事業報告の変革を視座とした企業環境の動向

### 2.4.1 知的財産情報開示指針

経済産業省では、2004年1月、知的財産を基に商品・サービスの高付加価値化や差別化を目指すとして「知財経営」をふまえ、「知的財産情報開示指針」を策定した<sup>23)</sup>。これによれば、投資家の投資判断上有益であり、知的財産情報として開示が望ましいとされる次の10項目が示されている<sup>24)</sup>。

1. 中核技術と事業モデル
2. 研究開発セグメントと事業戦略の方向性
3. 研究開発セグメントと知的財産の概略
4. 技術の市場性、市場優位性の分析
5. 研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携
6. 知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針（指針の実施を含む）
7. ライセンス関連活動の事業への貢献
8. 特許群の事業への貢献
9. 知的財産ポートフォリオに対する方針
10. リスク対応情報

これらからもわかるように、企業経営に関するコアな情報が開示対象となっており、企業内部の収益生成プロセスにより近接した情報の流れ、すなわち経営者の利用する管理会計情報により近い情報を提供しないしは知ろうとする所作であるといえよう。この指針が策定された背景には、経済のソフト化が進行し企業価値における無形資産の比重が高まってきたこと、技術の詳細や営業秘密に関する情報そのものではなく特許や技術といった知的財産（無形資産）が企業の戦略や組織といかに連携しているかといった情報を求める市場側からの声、技術的な優位性から自社の企業価値を訴求したい企業側の意向等がある<sup>25)</sup>。同指針の副題「特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて」にもあるように、企業が将来

収益の源泉たる知的財産をどう活用しているのかが注目されているといつてよい。

開示情報の利用にあたっては、企業側は上掲10項目の開示等による情報の提示や投資家の啓発を通じて、「誤導」、「数字の一人歩き」を減じ、投資家側は同指針に準拠した企業の報告を基礎として、知的財産の事業活動への貢献という視点から企業の収益力の成長性・持続性を判断する能力を涵養するといったことが期待されている<sup>26)</sup>。

### 2.4.2 MD & A

2004年3月期以降の有価証券報告書の新開示項目として、①リスクに関する情報、②経営者による財務・経営成績の分析（MD & A: Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations）、③コーポレートガバナンスに関する情報の開示が求められるようになった<sup>27)</sup>。

このうちMD & Aに関するガイドライン的な資料によれば、重要とされる開示項目が米国の事例を参考にして図表1のように示されている<sup>28)</sup>。

これらの項目につき、具体的には経営分析に使われるような各種指標を盛り込みながら、市場に対して経営者の意思を伝えようというわけである。開示を要請されている流動性、資本の源泉、経営成績、事業構造といった項目を吟味してみると、結局は経営者の視点で当該企業を見るということに還元される。つまり、こういった項目を開示するということは、経営者が経営管理のために利用する管理会計情報の一部を市場と分かち合うことにほかならない。

そして、2004年3月期にかかる開示から各社の実践例が見られたわけであるが、同一業界であっても企業によって記載内容も分量も異なっており、多様な開示が見られた。これはMD & Aの性格上、本来的に各社の個性が反映されるためであり、わが国で先例のない初めての開示項目であったことと相まって、現時点では各社の記載内容を

23) 経済産業政策局知的財産政策室「知的財産情報開示指針について」2004年1月27日。

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004895/0/040127chizai.pdf> (2004.11.13現在)

24) 各号にかかる開示の意義と効果については、上掲資料9-16頁。

25) 福田聡「経済産業省「知的財産情報開示指針」について」企業会計 vol.56 No.5, 2004年, 129-135頁。

26) 経済産業政策局知的財産政策室、前掲資料17頁。

27) 2003年3月31日付け「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第28号)

28) 財務会計基準機構「有価証券報告書における「事業等のリスク」等の開示に関する検討について(中間報告) - 抜粋 -」, 2004年, 13-19頁 [http://www.asb.or.jp/j\\_information/20040316.pdf](http://www.asb.or.jp/j_information/20040316.pdf) (2004.11.20現在)

図表1 MD&Aで重要とされる開示項目

SEC 企業財務部門が重要と位置づける項目	流動性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流動性および財政状態における重要な変化についての説明</li> <li>2. 流動性に影響を与える可能性のある傾向</li> <li>3. 短期の流動性の討議</li> <li>4. 長期の流動性の討議</li> <li>5. 資金移動の制約の開示</li> </ol>
	資本の源泉	<ol style="list-style-type: none"> <li>6. 資本の源泉に影響を与える可能性のある傾向の開示</li> <li>7. 資本的支出契約の開示</li> <li>8. 資金の内部源泉および外部源泉の特定</li> </ol>
	経営成績	<ol style="list-style-type: none"> <li>9. 経営成績の重要な変化についての説明</li> <li>10. 利益に影響を与える可能性のある傾向の開示</li> <li>11. 会計方法の変更が利益に与える影響の開示</li> <li>12. 事業の季節要因の適度な討議</li> <li>13. 利益に影響を与える希な事象の開示</li> <li>14. 売上に対する販売価格、販売量あるいは新製品の関係の開示</li> <li>15. セグメント・データの適切な開示</li> </ol>
	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>16. 経営成績における変化の中間開示</li> <li>17. 傾向および不確実性の中間開示</li> <li>18. 任意の将来指向情報</li> </ol>
カテゴリー1： 毎期開示が期待される項目	流動性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流動性の内部源泉と外部源泉経営成績の重要な変化についての説明</li> <li>2. 貸借対照表に対する流動性の影響</li> <li>3. 利益－営業項目に対する流動性の影響</li> <li>4. 投資項目・財務項目に対する流動性の影響</li> </ol>
	経営成績	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 収益および費用の重要な項目</li> <li>6. 売上高および収益に対する直近のインフレまたは価格変動のインパクト</li> <li>7. 継続事業からの利益に対する直近のインフレまたは価格変動のインパクト</li> </ol>
カテゴリー2： 該当事象が発生した場合のみに開示される項目	流動性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流動性に変化をもたらすような事象（重要な資本的支出、新たなクレジットラインの承認）</li> <li>2. 流動性に変化をもたらすような不確実性（偶発事象など）</li> <li>3. 事象を満たすための計画された資金源</li> <li>4. 不確実性（偶発事象など）を満たすための計画された資金源</li> <li>5. 流動性の悪化に対して採用した行動計画</li> <li>6. 流動性の悪化に対して提案された行動計画</li> <li>7. 流動性の悪化に対して実行するか否か未決定の事項</li> <li>8. 流動性の悪化に対して対応が不可能な事項</li> <li>9. 子会社から親会社へ移転される資金の制限（配当、貸付、前払い）</li> <li>10. 親会社のキャッシュによる義務の履行能力に関する制限の当期／過去のインパクト</li> </ol>
	資本の源泉	<ol style="list-style-type: none"> <li>11. 持続的成長に関する不確実性を生起させる支出を行うか否かの選択</li> <li>12. 資本源泉の関連コストに関する予想される変化</li> <li>13. 財政状態や経営成績に関する資本の源泉に関する重要な影響</li> </ol>
	経営成績	<ol style="list-style-type: none"> <li>14. 非経常的な取引（「特別」項目に限定されない）</li> <li>15. 廃止事業</li> <li>16. 特別損益項目</li> <li>17. 将来の経営成績あるいは財政状態の指標とならない可能性のある項目</li> </ol>
	事業構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>18. 重要な偏った一つのセグメントあるいはサブディビジョン</li> <li>19. 十分に提供されていない連結情報</li> <li>20. 年度間の連結財務諸表における重要な増減</li> <li>21. 生起しそうな買収、売却、合併</li> </ol>
	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>22. 高度なレバレッジ取引の性格</li> <li>23. 高度なレバレッジ取引に関与する程度</li> <li>24. 連邦政府による財政支援の性格</li> <li>25. 連邦政府による財政支援の金額</li> <li>26. 連邦政府による財政支援の影響</li> </ol>
カテゴリー3： 進行中等の項目	流動性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流動性に変化をもたらすであろう既知の傾向</li> <li>2. 流動性に変化をもたらすであろう需要（義務を履行するための支払いなど）</li> <li>3. 傾向を満たすために計画された資金源</li> <li>4. 需要を満たすために計画された資金源</li> <li>5. 契約を満たすために計画された資金源</li> <li>6. 流動的資産の重要な未使用の源泉</li> </ol>
	資本の源泉	<ol style="list-style-type: none"> <li>7. 資本的支出を伴う主要な契約</li> <li>8. 資本的支出を伴う契約の資金源</li> <li>9. 資本的支出を伴う契約あるいは計画の一般目的</li> <li>10. 資金源の既知の傾向</li> <li>11. 資金支出の既知の傾向</li> <li>12. 資本、負債およびオフバランスシート・ファイナンス取引の間の既知の変化</li> </ol>

カテゴリー3： 進行中等の項目	経営成績	13. 経営活動からの報告利益に重要な影響を及ぼす重大な経済的変化 14. 利益に対する影響額 15. 収益に対する過去/将来の重要なインパクトをもつ既知の方向や不確実性 16. 継続事業からの利益に対する過去/将来の重要なインパクトをもつ既知の方向や不確実性 17. 価格変化によりもたらされる売上高や収益に関する重要な変化の程度 18. 販売量の変化からもたらされる売上高や収益に関する重要な変化の程度 19. 新製品・サービスの投入からもたらされる売上高や収益に関する重要な変化の程度
	事業構造	20. セグメントあるいはサブディビジョン
カテゴリー4： 予測情報（自発的開示）とされるもの	流動性	1. 流動性に变化をもたらすであろう予測される傾向 2. 予測される需要を満たすための計画されている資金源
	資本の源泉	3. 資金源に関する予測される傾向 4. 資金支出に関する予測される傾向 5. 資本の源泉ミックスに関する予測される変化（新規借入、増資など）
	経営成績	6. 収益に対する将来の重要なインパクトに関する予測される傾向 7. 継続事業からの利益に対する将来の重要なインパクトに関する予測される傾向

出典：財務会計基準機構「有価証券報告書における「事業等のリスク」等の開示に関する検討について（中間報告）－抜粋－」，2004年，13-19頁より作成

単純に比較できないが、むしろ、各社の経営実践に即して多様な記載がなされていることこそ、ここで取り上げられる項目が本質的に管理会計情報であることを示唆している。中には損益分岐点といった会社内部の視点ならではの貴重な情報が各社各様の意図をもって提示されている例もあり、たいへん興味深い<sup>29)</sup>。今後、同業他社等の開示状況を参考にすることで、ある程度似た傾向の記載に収斂していく可能性もあるが、ステークホルダーが求める情報ができる限り自由に記載されることが望ましいと思われる。

## 2.5 企業内部の動向

### 2.5.1 ERP

昨今、企業体質の変革を目指して管理会計的手法の積極的な導入が随所に見られる。ABC / ABM, EVA, BSC, WACC などであるが、ここでは企業内部の業務と情報の流れを統合するものとして、ERP に注目する。

ERP (Enterprise Resource Planning) とは、経営資源の観点から企業全体を統合的に管理し、経営の効率化を図る手法で、販売・物流・経理・人事などの基幹業務全体を網羅し、海外拠点等も含めて企業の経営資源管理を最適化する考え方、ないしは、そのための統合業務パッケージを指す。従来の業務システムは大企業を中心に自社開発されていたが、部門別の開発となるケースも多く、必ずしも企業全体の活動を統合したものとはい

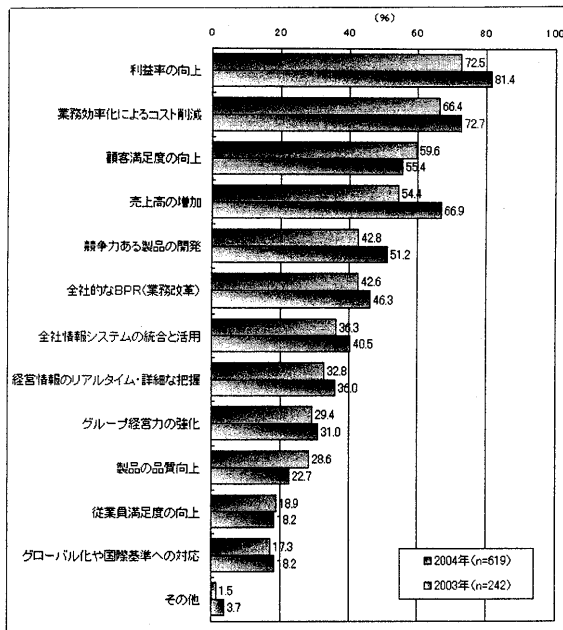
ない状況にあった。そこへ、1990年代以降急速にパッケージ製品が普及しつつある。これらのパッケージ製品では、企業活動全体を一つのデータベース化し業務関連の情報を統合的に管理するようになっている。企業活動のデータを一元管理できるため、重複入力や他部門への照会作業が減り、部門間の情報共有も進展する。データベースの機能を活用し、企業活動全体を俯瞰した統合的な管理、資源配分、投資計画策定等を的確に行うことができる<sup>30)</sup>。当初は大企業における導入事例にとどまっていたが、普及に伴い低価格化が進行し、中小企業においても導入事例が多くなってきている。

ERP 研究推進フォーラムの調査によれば、ERP が普及する背景としての企業が抱える経営課題は、図2に示す通りで、『経営課題として最も多くの企業が挙げたのが「利益率の向上」(72.5%)で、2位は「業務効率化によるコスト削減」(66.4%)、3位は「顧客満足度の向上」(59.6%)だった。また「全社情報システムの統合と活用」というITの課題を経営課題として直接あげている企業は、全体の36.3%(7位)であり、企業における基幹業務システム間のデータ統合の遅れを表しているといえる。「経営情報のリアルタイム・詳細な把握」は32.8%(8位)で、3分の1の企業が鮮度の高い詳細な情報を意思決定に求めていることが分かる。』<sup>31)</sup>

30) 淵田康之『XBRL入門』日本経済新聞社、2003年、71-72頁。

31) ERP 研究推進フォーラム・情報サービスグループ『2004 ERP ユーザー白書』ERP 研究推進フォーラム、2004年。引用については、<http://www.erp.gr.jp/book/book/065/book065.html> (2004.11.13現在)

29) 保坂圭作「財政状態及び経営成績の分析 (MD & A) 企業会計 Vol.56 No.10, 2004年, 28-38頁。



図表2 企業の抱える経営課題

出典：<http://www.erp.gr.jp/book/book/065/book065.html>  
(2004. 11. 13現在)

利益率の向上とは、原価率や販管費を下げることの裏返しと解釈できる。これから類推すれば、喫緊の経営課題はコスト削減ということであろう。すなわち、企業の最大の関心事は自社の資源をいかに効率的に配分・活用するかにあるといつてよい。確かに、グローバルな企業において全世界の活動拠点でどのような資源がどれだけ循環しているかの情報をオンデマンドで把握できれば、企業としての全体最適が図れるに違いない。企業内を流れる管理会計情報をERPによって把握することで、抜本的なコスト削減や業務プロセスの改善がみられたとの成功事例が多く報告されている<sup>32)</sup>。

### 2.5.2 オブジェクト指向原価計算<sup>33)</sup>

計算データの不可逆性<sup>34)</sup>という従来型原価計算の限界を克服し、財務的な要約情報を提供するとともに、個別的物量的事象についても手がかりを

あたえる原価計算のモデルとして、尾畑はオブジェクト指向原価計算を提唱している。オブジェクト指向とは、データと手続きを一体的に扱い、データ構造をカプセル化し、あらかじめ定義されたインターフェイスを通じてオブジェクトを利用できるようにするプログラミング技法である。これから転じて、オブジェクト指向原価計算は、原価構造を実際の生産プロセスに近い形で記述しようとするものである。すなわち、資源消費と生産物生成の関連づけと製品原価の計算を厳密に分離しておき、原価情報の利用者からの要求があった時点で、原価を計算するのである。

そこでは、企業全体の総生産物全体をルートとした原価計算対象のツリー構造、および企業の活動全体をルートとするプロセス階層を示すツリー構造ができあがる。最終製品のオブジェクトから製品原価を計算するというリクエストがあれば次々と計算操作が呼び出されていく。

オブジェクト指向原価計算では、生産プロセスを忠実に跡付けたモデルが構築されているため、多くの意思決定問題が追加的な特別原価調査は不要なまま解決可能であるという。つまり、シミュレーションに強く、また、要約データと明細データを柔軟に呼び出せるため、必要に応じて原価情報のドリルダウンができる。最終製品の中に含まれる特定プロセスのコストがどれだけかといった問い合わせにも対応できるなどのメリットがあるという<sup>35)</sup>。

これらの特徴は後述するXBRLによく似ている。自己規定型データを用い、あらかじめXBRLのタクソノミーに相当する生産プロセスのモデルを記述しておくことで、XBRLのインスタンスに相当する原価情報を出力する構造になっている。原価計算が企業の活動プロセスと不可分であることを鑑みれば、企業の実態に肉薄するために原価情報等の管理会計情報がフォーカスされるのは当然の

32) 例えば日産自動車へのERP導入事例を紹介した次の資料によれば、部品のカタログ購買システムで一括購入が可能となり、各拠点の購入状況や品目ごとの価格差などの情報が一元的に把握され、自社に合った購買プロセスのかたちを規定した業務の効率化が実現し、サプライヤ選定機能が原価低減に貢献した、とされる。

[http://www.sap.co.jp/japan/company/success/list/pdf/nissan\\_srm\\_j.pdf](http://www.sap.co.jp/japan/company/success/list/pdf/nissan_srm_j.pdf) (2004. 11. 20現在)

33) 尾畑裕「オブジェクト指向原価計算の基本構造」一橋論叢、第128巻第4号(2002年10月)、402-418頁。

34) 尾畑は原価計算を生産物の生成プロセスを財務的に要約する技法ととらえ、いったん集計・要約された情報からもとの物量データを取り出すことができないことから原価計算の各段階で不可逆的な要約操作が行われているとする。同上論文。

35) 尾畑は、オブジェクト指向原価計算の先行研究はほとんどドイツ文献であるとし、ラスマンの物量情報と価格情報を分離するモデル、リーベルの基礎計算と応用計算を分離し、オリジナルデータを蓄積して目的に応じて原価データを構築するアプローチを紹介している。



感もある。

## 2.6 潜在的経営参画者

以上にみたように、ディスクロージャーの変革のトレンドは企業内部の情報をいかに市場と共有するかという視点で推移しているように思われる。経営者が経営管理のために使うのが財務・非財務情報を含む管理会計情報であるならば、この情報を共有するステークホルダーは潜在的に経営に参画することになる。

制度会計における開示情報は経営管理システムに流れているものの中から選択されるわけであり、その選択には政策的な配慮が常に働く。しかし、生産性・経営効率の如何についての評価は市場に委ねるべきであって、そのための判断材料を十分に提供しさえすれば経営状況に応じた公正な判断が市場によって下されるはずである。例えば、虚偽・隠蔽、政策的配慮等による情報操作によって経営者ないし投資家が短期的な高株価を得ても、それにより増加したストックは長期的には市場の調整が働いて相殺されるか、あるいは市場の信用を失い情報操作時点よりも下回る時価しか得られないであろう。逆に短期的には企業の評価が下がっても、それが戦略に基づく行動（例えば事業からの撤退等）であれば、将来的にはその戦略からの果実が得られるであろう。

企業が開示した情報の隠れたる意味を汲み取ることこそ投資家の自己責任の主旨に沿うものであり、投資家の払うそのリスクに拮抗する開示義務を企業は負うべきである。一見消極的な反応が予想される情報、例えばリスク開示は根本的潜在的な事象の開示であり、内部情報の外部化ともいえるが、その意味を理解して行動する外部者は、潜在的な経営支援者ともいえるのではなからうか。『リスクはどの会社にも必ずある。危惧すべきは、その抱えているリスクそのものよりも、そのリスクを開示せずに隠しているそのことである。』<sup>36)</sup>

MD & A を解釈したステークホルダーがとる行動は、経営者に向けてガバナンスの機能を果たすことになる。管理会計情報の外部化は、従来の潜在的株主の地位からより高次の存在である潜在的

経営参画者を呼び覚ますことに繋がるのである。

## 3. 次世代ディスクロージャーの基盤

### 3.1 技術的基盤—XBRL—

現在、相次いで拡充が図られている企業情報開示制度であるが、IR の隆盛や EDINET の稼動にみる開示の方向性からすると、内部管理や経営判断に使う情報を市場と共有することで、経営に対する外部の理解者を増やすことが可能なのではないとも考えられる。であれば、経営者は経営への潜在的な協力者としての利害関係者に、事業遂行への理解を求めため自社の率直な姿を知らせるべきである。その意味において、ジェンキンス報告書や Black, Eccles らが示すように、ディスクロージャーにおける内部情報の外部化は今後の展開として十分に考慮される価値がある。その時に最重要の基盤となるであろう技術が XBRL である。

XBRL とは、『財務情報の作成・流通・利用が容易となるように、XML (eXtensible Markup Language) を用いて標準化された財務報告・事業報告用のコンピュータ言語であ』<sup>37)</sup>り、これを用いれば企業情報の発信、伝達、利用をコンピュータネットワーク上で効率的に行うことができる。XBRL はディスクロージャーに対して甚大ともいふべきインパクトをもつので詳細については別稿に譲るが、概要は、タグを使うことで開示するデータ個々に意味をもたせる自己規定的な構造となっているものである。この自己規定性のゆえに XBRL は特定のソフトウェアやハードウェアに依存することなく、データの本来の流れに沿って、異なるシステムを有機的に連携させることができる。

SCM (サプライチェーンマネジメント) は、例えば製造業において、部品メーカー、製造業者、卸売業者、小売業者、顧客といったモノやサービスの流れ—サプライチェーン—を連続性のある一貫したものとして捉え、一連の情報の流れを管理することで、このサプライチェーン全体の効率性やサプライチェーン各段階での付加価値を高めようとするものであるが、ここに XBRL を導

36) 小池一弘『アメリカにおけるリスク情報の開示』税務経理協会、1999年、177頁。

37) XBRL Japan 監修『XBRL による財務諸表作成マニュアル』日本経済新聞社、2003年、6頁。

入することで、最終的な事業報告書のある項目がどのような内訳からなっているか、その内訳項目が生じた時の取引情報はどのようなものであったかが追跡可能となる。サプライチェーンを流れる情報がXBRLで記述されており、これが開示されている（もちろんすべてではない）としたら、システムや言語の差異という障壁を意識することなく外部から当該サプライチェーンを流れる情報に接触できることを意味する。

これがどのようなインパクトをもつかであるが、例えば、投資家の多様な情報ニーズに応えることができる、企業グループの連結決算での効率が向上する、あるいは、当該サプライチェーンの中のビジネスモデルに関心をもつベンチャーキャピタルから投資のオファーがきたり、合併・買収のターゲットを探す／売り込む際の資料が豊富に手に入る、透明性ある企業評価が市場によってなされる、などが考えられる。また、例えば、電子的な仕訳伝票である「XBRL GL」<sup>38)</sup>で企業活動を記述し、開示情報について「タクソノミー」<sup>39)</sup>を規定しておけば、「インスタンス文書」<sup>40)</sup>である財務諸表をほぼ自動的に作成できる<sup>41)</sup>。タクソノミーが多様化していけば、従来の有価証券報告書はその一類型として電子情報開示システムに包摂される可能性もある。もし電子情報開示によって営業報告書と有価証券報告書が近似化すれば、極めてシンプルな会計制度が現出する可能性がある。

これは、行政が指向するワンストップ・ファイリングの趣旨からも方向として自然であるし、電子公証制度や電子公告制度の導入に見る如く、情報通信の高度化は会社法制のあり方までを変える可能性を秘めている。業務・会計の統合で二重入力の廃止が効率化のキーだったように、会計情報の社会的な価値連鎖をふまえれば、二重開示ともいえる状況の打開が検討されてもおかしくはな

い。今後さらに、技術革新、経営手法を含む社会の動向をふまえ、企業情報の開示についての柔軟な発想が要請されよう。

### 3.2 社会的基盤—電子開示制度—

全米IR協会（NIRI：The National Investor Relations Institute）の定義によれば、IR（Investor Relations）とは、企業と市場との効果的な双方向コミュニケーションを可能とするための全社的に統合された戦略的なマネジメント活動であり、究極的には企業価値の公正的評価に資するものであり<sup>42)</sup>、IR活動が企業の資本コストを下げる効果をもつとする実証研究もみられる<sup>43)</sup>。

EDGAR（Electric Data Gathering Analysis and Retrieval System）を擁し、証券市場の効率化と活性化を推進するIR先進国アメリカでは、IR活動はCEO（最高経営責任者）の最も重要な仕事である。

財務会計の主要な機能は測定と伝達であるが、IRは伝達機能を担う活動として、日本では一般的に株主・投資家向け広報を指していた。しかし、昨今では上記の定義を意識してか、IRを企業価値創造のための積極的な情報戦略と位置付ける例が増えている。具体的には、決算説明会、事業計画説明会、会社説明会等を行い、会社案内、年次報告書、ビデオ、広告等を利用してわかりやすい開示が行われている。

この背景には、投資家の自己責任原則と企業統治の意識の高まり、株式持合いの解消、ストック・オプションの導入、自社株の買い入れ償却、株主代表訴訟、海外からの投資の増大、マザーズ、ナスダック・ジャパンといった新規マーケットの展開、新興企業の盛んなIPO（Initial Public Offer：株式新規公開）などがあり、従来のアカウントビリティ（Accountability：説明責任）が、株主への受託責任遂行を第一義としたものから投資家一般に対する説明責任へと変化しつつあり、情報開示のさらなる民主化が進行中であることを示唆するものとして捉えることも可能であろう。

38) 企業内部の会計情報を扱うためのXBRL規約。GLはGeneral Ledgerの意。

39) XBRL仕様書に基づいて作成される電子的な雛形。国際組織であるXBRL Internationalから、2001年12月14日付けのXBRL 2.0 Specification最終リリースが公開されている。<http://www.xbrl-jp.org/whatisxbrl/specification.html> (2004.11.20現在)

40) タクソノミーを基に財務情報を記述したXML文書。

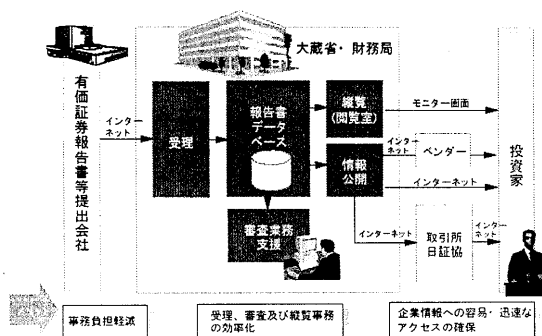
41) 同上書、8-9頁。

42) National Investor Relations Institute, <http://www.niri.org/about/mission.cfm> (as of 2004.11.20)

43) 音川和久、前掲書。

この流れをさらに加速するものが電子情報開示であるが、アメリカにおいてはEDGARが、わが国においては、EDINET (Electric Disclosure for Investors NETwork: 開示用電子情報処理組織) が稼動している。これらは、現在のところ主に財務諸表の伝達という機能に絞って財務会計の機能拡張を担っているが、企業情報を流通させる器としての社会基盤が整備された時点で、この器に管理会計情報を乗せるのは非現実的なことではない。未だ萌芽的な段階であるが、EDINETを用いてMD & Aの記載状況を閲覧、分析する試みもなされている<sup>44)</sup>。これらの基盤整備が企業情報の開示内容と情報利用者の対象を拡大する方向へ向かうのは確実であろう<sup>45)</sup>。

EDINETによるディスクロージャー情報の提供は<sup>46)</sup>、当初、平成12年5月の証券取引法改正を受けて<sup>47)</sup>、有価証券報告書等の開示書類の提出および受理手続きをオンラインにより行うこと、目論見書等のオンラインによる交付を行うことを直接的な目的として稼働した。(図表3) 現行のシステムに関する技術的な問題点が指摘されているも



図表3 有価証券報告書等の電子化の概要  
(出所): 金融審議会「ディスクロージャー制度の電子化について」[http://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin010m.pdf](http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin010m.pdf) (2003.7.30現在)

の<sup>48)</sup>、金融市場の整備を通じて良質な資金を導入するという、わが国の国際的な競争戦略を考えれば、評価に値する制度改革であり社会基盤整備の施策であると思われる。

### 3.3 Web ベースでの企業情報開示の類型

EDGAR, EDINET に代表される企業情報の開示形態のほか重要な発信手段として Web がある。

現時点において、Web によるディスクロージャーはその形態によって、図表4のように任意か強制か、集中か分散かといった視点で分類をなし得る<sup>49)</sup>。

#### (1) 任意・集中型ディスクロージャー<sup>50)</sup>

たとえば民間のシンクタンクなどが各企業の財務情報を収集し、それを公開する場合等にあたる。あくまでもボランティアな情報提供であり、その内容等についての正確性・網羅性・適時性などが必ずしも保証されていない。手軽に多くの企業の情報が入手できることから、一度に複数の企業を比較したい場合などには便利である。

#### (2) 任意・分散型ディスクロージャー<sup>51)</sup>

各企業が自分のホームページ上で財務情報の提供をおこなっている場合が該当する。企業の情報開示戦略の違いにより、会社概要や製品カタログだけのものから、詳細な財務情報のみならず環境

44) 保坂圭作, 前掲論文。

45) 有価証券報告書には定款および営業報告書を添付しなければならないが、有価証券報告書と営業報告書の作成はほとんど同じシステムによるものであり、添付書類としての営業報告書をどう取り扱うかという問題は会社法制のあり方に関わる。

46) 平成11年12月に内閣総理大臣により決定されたミレニアム・プロジェクトにおける「電子政府の実現」の一環として取り上げられたことに端を発する。

<http://www.kantei.go.jp/jp/mille/991020millpro.html> (2003.7.30現在) には、次のように謳われている。

『(2) 電子政府の実現2003年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。

(プロジェクトの概要) 民間から政府、政府から民間への行政手続の完全電子化実現のための共通基盤(政府認証基盤, 標準的システム, セキュリティーなど)の構築。インターネット等のネットワークを利用した政府へのペーパーレス申請の先導的システムを実施。

国の施策との関連において必要な実証実験を行い、地方公共団体の取り組みを先導。

(プロジェクトの構築方針) 各省庁横断的な制度基盤・技術基盤の構築を中心とするとともに、各省庁のシステム整備のうち、民間とのインターフェイスとなる部分について特段の配慮を行う。技術開発については、必要不可欠なものに限る。システム整備に当たっては、行政の効率化、国と地方との役割分担にも十分配慮し真に必要なものかどうかを精査すること。』

47) ディスクロージャー制度の電子化に関する規定は、証券取引法第二章の四「開示用電子情報処理組織による手続の特例等」および経過措置に関する附則からなる。

48) 坂上学「EDINET に見る電子開示システムの方向性」<http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/vuniv2001/lecture08.htm> (2003.7.30現在)

49) 坂上学「インターネットディスクロージャーの特徴」<http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/vuniv2001/lecture01.htm> (2003.7.30現在)

50) 同上資料から要約。

51) 同上資料から要約。

【図表4】 Webによるディスクロージャーの類型

		開示の機関	
		集中	分散
開示の規制	任意	(1) 任意・集中型ディスクロージャー 例：東京証券取引所 決算短信 野村証券 決算短信 日本データファイリング 有報ネット	(2) 任意・分散型ディスクロージャー 例：各企業のWebサイト
	強制	(3) 強制・集中型ディスクロージャー 例：米国SECのEDGAR 企業情報 金融庁 EDINET	(4) 強制・分散型ディスクロージャー 例：現段階では未だ見られない。

出所：坂上学「インターネット・ディスクロージャーの特徴」  
<http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/vuniv2001/lecture01.htm> (2003.7.30現在)をもとに作成

報告書などより積極的な情報を提供しているものまで、開示される情報の質や量には大きな開きがある。このタイプの開示情報を利用する際には、任意・集中型と同様、あくまでも自主的な開示であるため、その内容の正確性などが必ずしも保証されていないことに注意する必要がある。ディスクロージャーに熱心な企業のWebサイトでは、有価証券報告書に記載されていない企業情報も入手可能な場合があるので、個別企業の情報をより詳しく知ろうとする場合などには有用である。

(3) 強制・集中型ディスクロージャー<sup>52)</sup>

強制・集中型は、規制当局などが一定のフォーマットにしたがって情報の作成・開示を義務づけている場合であり、SECの運営によるEDGAR (Electric Data Gathering, Analysis and Retrieval)、わが国金融庁の運用によるEDINETなどが該当する<sup>53)</sup>。一定の様式で作成することが要求されているので企業間での情報のばらつきが少ない、規則に従わない場合は罰則が科される等により<sup>54)</sup>、情報の内容には一定の信頼性があり、正確性・網羅性・適時性の点では任意開示に比して優れている。

(4) 強制・分散型ディスクロージャー<sup>55)</sup>

このタイプの開示制度は現段階においてはまだ見られない。将来において、Webのディスクロージャーに対し何らかの規制がなされた場合などがこれに該当するであろう。昨今、Web上での株

取引や銀行取引が普及の兆しを見せているため、Web上でのディスクロージャーに対しても何らかの規制が加わる可能性があるものの、本質的に規制というものに馴染まない側面をもつインターネットの世界で、どの程度規制が進むかは未知数である。

2004年3月期に始まったMD & Aの開示は(3)にあたるが、企業情報を市場と共有することで企業価値を高めると意識が浸透し、XBRL等の技術的基盤が十分に整った段階に至れば、開示情報に監査的な措置等を施すなどして何らかの形で信頼性を付与することで、(2)または(4)の類型として運用しようと思われる。

おわりに

以上、企業情報開示のトレンドを俯瞰し、市場が管理会計情報を希求していることの傍証とした。この考察の過程で得られた知見は次の通りである。

1. 伝統的な財務報告の情報提供機能は、今日の企業環境に対応しきれていない。
2. Sorterを嚆矢とする事象アプローチの思考は、今日の情報ニーズおよび技術的基盤にマッチする。
3. 企業は競争力ないし収益力の源泉を向上させる仕組みを求め、市場はそれを知りたがっている。
4. 企業と、収益生成プロセスに近接する情報を共有するステークホルダーは経営の理解者—潜在的経営参画者—としての地位を占める可能性がある。

52) 同上資料から要約。

53) EDINETによる書類提出は平成13年6月1日から開始しており、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の開示については、平成16年6月1日から原則適用となる。

54) 例えば、証券取引法第197条～第198条には、不開示・不開示の罰則が規定されている。

55) 坂上学、前掲資料から要約。

5. 企業と市場の情報共有の前提となる技術的基盤は、開示情報の質と量を変化させるインパクトをもつ。

これにより、企業と市場が意思疎通を効果的になすための次世代ディスクロージャーの方向性は、収益生成プロセスに近接する経営情報である管理会計情報をどう取り込んでいくかが視座として要求されることが理解された。

本来、企業の内部情報である管理会計情報を外部に向けて開示するという発想は矛盾をはらんでいるようにも思える。開示されたとたん、それはもはや内部情報（管理会計情報）とはいえないという指摘や、加工・集計しない多面的な情報を経営者やステークホルダーに開陳するのみでは、情報の洪水で利用者を混乱させミスリードを惹き起こすだけではないのかという批判もあろう。

しかし、本稿では伝統的財務報告を廃止するこ

とを提唱しているのではない。より高次の情報ニーズが求められ、それがその時点での社会通念上正当なものであった時、会計のフレームワークは何を提示しうるかを問うているのである。

会計理論の精華である伝統的な財務諸表は利用者のレベルに合わせて今後も利用され続けるだろう。これに代替するものを探すのは困難に違いない。だが、これを補完する情報を提供することはできるはずであり、現に市場の要求は企業内部の情報を有価証券報告書に引き出した。

今後さらに、開示する管理会計情報とはどのようなものか、開示する管理会計情報の信頼性をどうやって、また誰が担保するか、開示情報の監査はどうするか、情報の発信が放縦になされることへの懸念にはどう対処するかなどについて、検討を重ねていきたいと考える。

(2004年11月26日受付)  
(2005年1月13日受理)